

特 記 仕 様 書

- 1 業 務 名 たつの市中央学校給食センター下水道管洗浄業務
- 2 目 的 本業務は、管路施設について、管内に堆積した汚泥等による流下能力の低下を防止するため、管内洗浄を実施するもの。
- 3 場 所 たつの市揖西町小畑地内外
- 4 履行期限 契約締結日から令和7年8月29日まで
- 5 内 容 洗浄工（ピグ洗浄）1式
圧送管（HIVP）φ75mm L=1,011m
- 6 管理全般 受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、委託者と業務内容について打合せを行うものとする。
安全・施工・工程管理等及び法令等においては、各法令等を遵守し履行すること。
設計図書（一般仕様書・特記仕様書・図面等）に疑義が生じた場合は、協議により決定する。
通行車、通行人等の安全を確保するため、交通誘導警備員を上流、下流の2名を配置し、道路使用許可申請等関係機関に届出ること。
洗浄後の汚泥等は、15ℓ前後のバケツ1杯程度の堆積を想定しており、処分は洗浄工に含むものとし適正に処分すること。ただし、汚泥等が想定より多い場合は協議により決定するものとする。
洗浄工に使用する水は、中央学校給食センターで給水し、使用しても差し支えないものとする。
- 7 添付資料 数量総括表、施行箇所図
- 8 作業実施日及び作業時間
 - (1) 作業実施日 小学校、中学校の夏休み期間中である7月22日から8月29日までに実施する。
 - (2) 作業時間 午前9時から午後5時まで
 - (3) 上記以外の日・時間帯の作業については、協議すること。
- 9 提出書類及び報告書（成果品）
 - (1) 提出書類 受託者は、業務実施にあたり業務開始前に実施体制、全体工程、業務責任者名、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容及び使用する機材等を記載した業務計画書を提出する。
 - (2) 報告書（成果品）
受託者は業務報告書を作成すること。
また、作業時に目視にて確認した異状箇所（人孔部・本管部・取付部）に

については、各々調書を作成すること。

- 10 交通誘導警備員 本業務に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）等に基づき、交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）を規制箇所配置するものとする。

ただし、同規則第 2 条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等の打合せの結果、交通誘導員検定合格者（1 級または 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

なお、交通誘導員 A、B の定義は次の通り。

交通誘導員 A：警備の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員 A または 2 級検定合格警備員。

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの。

- 11 交通誘導警備員の配置 一般交通等に支障を及ぼさないよう作業時間中（休憩時間も含む）は、交通誘導警備員を配置し十分に注意して施工すること。

12 その他

- (1) 発注者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その都度協議の上、決定するものとする。